

# 細心の注意で楽しい猟期

## 今年十一月十五日解禁

十一月十五日から、ハンターのみなさんが待ちかねていた狩猟が解禁となります。ことしもたくさんの獲物があることを期待します。さて、本県は全国でも有数の猟場といわれます。しかし、ご承知のとおり狩猟のできる地域は、住宅地や道路の建設などの開発によって、だんだんとせばめられてきています。反面、ハンターの数は逆にふえてきています。

せばまる猟場にふえるハンターこうした中で、毎年のように猟銃による事故が発生しています。獣をただの一発の弾丸で射止めることのできる猟銃です。ですから、その扱いを誤れば、それが重大な事故につながることは明らかです。猟銃による事故は、猟期のはじめと終了まぎわに多くなっています。このことは、狩猟シーズンのはじめには、猟銃に不慣れで扱いを誤りやすいこと、また、シーズンの終りに近づくにしたがって銃の扱いにあまりにも慣れすぎて慎重を欠くためと考えられます。いずれにせよ、ハンターのみならずには、猟銃を手にしたら、その扱いには細心の注意を払っていただかなければなりません。

- ▽銃口を絶対に人に向けないこと
- ▽銃口にはいつも弾丸がこめられていると思つて扱うこと。
- ▽銃を手にしたとき、または手から離れたときには、必ず弾丸が装てんされていないことを確かめること。
- ▽発射の必要なきまで引金に指をふれないこと。
- ▽発射の場合は、必ず銃口の向き

# お年寄りに税制面の配慮 特別控除等で一七四万円

を確認すること。  
▽跳弾のおそれのある石や竹を撃たないこと。  
▽酒気を帯びて銃を手にはしないこと。  
\* \* \*

猟銃の慎重な扱いは、猟場だけのことでありません。猟銃を使わないときの保管にも注意してください。猟銃が盗難にあい凶悪な事件に使われることのないよう、また、子どもたちがいたずらして事故が起らないように厳重に保管してください。

著しい人口の老化や核家族化などによって我が国の老人問題は国民の重要な関心事の一つとなっています。そのため、国では社会保障制度の充実の一環として、老人福祉問題を重視し、老令年金の引上げや、寝たきり老人に対する扶助、老人ホームの拡充など、いろいろの施策を行っています。

また社会的、経済的に弱い立場にある場合のお年寄が多いことを配慮して、税制面でも次のような優遇措置がとられています。

一、お年寄自身が受けられる特典  
年齢が六十五歳以上で、所得金

額が一千万円以下のお年寄りには次の二つの特典があります。

(一) 老年者控除  
税金の計算の際、所得金額から基礎控除や扶養控除などの所得控除を差引くことができますが、これらの控除のほかに、さらに老年者控除として二十万円を所得金額から控除することができます。

(二) 老年者年金特別控除  
国民年金や厚生年金などの公的年金は給与所得として課税されます。しかし、お年寄りが受ける公的年金は、長年の勤労の対価、老後の生活の保障という点で一般の人が受ける給料などと性質が異なります。

このような点に着目して、その年の公的年金の収入金額から給与所得控除をする前に七十八万円を控除することができます。

従つて、お年寄りが受けるその年中の収入が公的年金の収入金額から給与所得控除をする前に七十八万円(昭和四十九年までは六十八万円)を控除することができます。

従つて、お年寄りが受けるその年中の収入が公的年金だけであれば、この老年者年金特別控除七十八万円の控除のほか、給与所得控除として五十万円、老年者控除として二十万円、基礎控除として二十六万円の控除が受けられますから、合計で百七十四万円までは所得税がかからないということになります。

## 年金相談コーナー

〔問〕私は、病弱のため思うように収入が得られないので、国民年金の保険料を滞つてしまいました。過日いままでの未納分の保険料を納めるよう通知がきましたが、一度に納めることができません。前の未納分を遡つて免除してもらえないか。

通常、申請免除はその年の七月末までに申請を行い、四月から翌年の三月までの年を単位として免除されることになっております。

〔答〕国民年金加入者で、いろいろな事情により保険料の納付が困難である人々に対して、一定の基準に該当する人には保険料の納付を免除する制度があります。

お尋ねの未納期間にかかる免除の扱いについては、その期間生活扶助を受けていたという事実、すなわち法定免除期間であれば遡つて免除となりますが、申請免除については前述したとおりですので今から遡つて免除することはできないことになっています。

もう一つは、申請免除とい

つて、